

組織規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）有機認定業務規程第19条（組織）に関する必要な事項を定めるものである。

(組織と要員)

第2条 当財団の組織は別紙組織図の通りとする。

- 2 理事長は当財団が行う認定業務のすべてに責任を負うものとする。
- 3 当財団理事長（以下「理事長」という。）は認定業務を遂行するために認定事務局をおく。
- 4 理事長は公正な認定業務の遂行を行うために認定事務局以外の部署から認定業務に影響が及ばないように管理しなければならない。
- 5 理事長は、認定事務局に次の要員をおく。
 - (1) 認定業務を遂行するのに必要な資質及び管理能力を備えた事務局長
 - (2) 認定業務を遂行するのに十分な数の検査員
 - (3) 認定業務を遂行するのに十分な数の判定員
 - (4) 認定業務を遂行するのに十分な数の職員（認定事務局員）
- 6 理事長は認定事務局に検査班及び判定班を設けることとする。

(認定事務局)

第3条 認定事務局は次の各号の業務を行うこととする。

- (1) 認定申請書類の受付
 - (2) 認定申請書の記載事項の不備等の確認
 - (3) 検査員との事務連絡及び検査業務の補佐
 - (4) 認定業務第23条3項に定める検査業務
 - (5) 認定業務第23条4項に定める判定業務
 - (6) 判定員との事務連絡及び検査業務の補佐
 - (7) 認定証の交付
 - (8) 認定申請者及び認定事業者からの判定結果等に対するクレーム処理
 - (10) 各種研修会及び講習会の企画開催
 - (11) 農林水産省への業務報告等
 - (12) その他認定事業に係る業務
- 2 前項の業務のうち(1)～(3)は主に検査班が、(6)～(8)は主に判定班が、(4)は検査員が、(5)は判定員が行い、それ以外の業務は認定事務局全体で行うものとする。
- 3 検査班と判定班は検査員及び判定員の責任及び権限を侵さない範囲で相互の業務を助け合うことができる。

(検査部門と判定部門の独立性)

第4条 検査員及び判定員の業務は、有機認定業務規程第23条に定める通りである。

- 2 同一案件において同じ認定業務従事者が検査員と判定員を兼ねることはできない。

- 3 同一案件において検査員と判定員はお互いの業務に干渉してはならない。ただし判定員は判定を行う上で必要な情報等を検査員から得ることは構わない。
- 4 検査員は今後の検査業務の参考のために自分が行った案件の判定結果を知ることができる。

(規程の改訂)

第5条 本規程の改訂は、理事長が行う。

(補則)

第6条 本規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

(附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）
3. 平成26年3月9日一部改訂（この一部改訂は平成26年3月9日より施行する）